

粕監発第 17 号
令和4年8月4日

柏屋町長 箱田 彰様

柏屋町監査委員 柴田俊一

柏屋町監査委員 田代勘

令和3年度柏屋町財政健全化審査意見書

1. 審査の概要

この財政健全化審査は、町長から提出された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

2. 審査の結果

(1) 総合意見

審査に付された下記の健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

(単位：%)

健全化判断比率	令和3年度	早期健全化基準	備考
①実質赤字比率	—	13.37	
②連結実質赤字比率	—	18.37	
③実質公債費比率	8.8	25.0	
④将来負担比率	—	350.0	

※ 実質赤字比率及び連結実質赤字比率は黒字のため、将来負担比率は算定されないため「—」で表示。

(2) 個別意見

① 実質赤字比率について

普通会計実質収支額は、黒字となっている。

② 連結実質赤字比率について

公営事業会計を含めた連結実質収支額は、黒字となっている。

③ 実質公債費比率について

令和3年度は、前年度から0.9ポイント減で、早期健全化基準を大幅に下回っており、健全性は確保されていると認められる。

④ 将来負担比率について

令和3年度は、将来負担額が充当可能財源等を下回ったため算定されず、良好な状況にあると認められる。

3. 是正改善を要する事項

特に指摘すべき事項はない。